

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年11月30日京都市条例第38号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の常勤職員の例に準じ、管理用務員の給料月額を引き下げることとしました。

この条例は、平成17年12月1日から施行することとしました。

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年11月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第 38 号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第2条関係）

## 管理用務員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	131,500	177,200	222,400	259,800
2	136,800	183,800	229,000	267,700
3	142,400	190,300	236,000	275,600
4	148,600	197,000	243,500	283,600
5	154,800	203,500	251,300	291,700
6	161,000	210,000	259,200	300,000
7	167,400	216,600	267,300	308,300
8	173,700	223,200	275,300	316,700
9	180,100	229,700	283,400	325,400
10	186,600	236,300	291,500	334,500
11	193,100	242,900	299,800	343,600
12	199,500	249,600	308,100	352,800
13	205,700	256,400	316,500	362,100
14	211,800	263,400	325,300	371,300
15	217,300	270,400	333,900	380,400
16	222,100	277,100	342,400	388,600
17	226,300	283,400	350,900	395,700
18	230,400	289,200	358,700	400,700
19	234,100	293,700	365,000	405,500
20	237,300	297,300	370,400	409,800
21	239,800	300,500	374,600	413,100
22	241,900	303,600	378,300	416,600
23	244,000	306,400	381,800	420,100
24	246,000	309,100	385,300	
25	248,100	311,700	388,700	
26	250,200	314,200	391,900	
27		316,500	395,000	
28		318,800	398,100	
29		321,100	400,800	
30		323,400		

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

### (最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた管理用務員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

### (その他の経過措置)

3 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)